

第15回名取市農業委員会総会会議録

1. 日 時 令和元年7月25日(木)
開 会 午後2時
閉 会 午後3時
2. 場 所 名取市役所6階 大会議室 (東側)
3. 提出議案
議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について
議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見決定について
議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可決定について
議案第4号 農業経営基盤強化促進事業農用地利用集積計画に係る意見について
4. 報告事項 (1) 農地法第5条の規定による届出について
(2) 現状変更届出について
5. 出席委員(28人)
会 長 15番 大友 正一
農業委員 1番 布田 順一 2番 大内 繁徳 3番 入間川 康弘
4番 佐竹 智弘 5番 大久保 昭子 6番 高橋 千里
7番 武田 とも子 8番 吉田 芳信 9番 相澤 喜美
10番 松浦 岩男 11番 阿部 悦雄 12番 入間川 昭一
13番 松浦 朋子 14番 引地 長一
推進委員 長田 義孝、渡邊 正明、菅野 弘一、齋 重昭、大内 伸一、
伊東 繁男、鈴木 茂之、橋浦 福男、武田 公男、遠藤 勝典、
松浦 正博、川村 勇、渋谷 由勝
6. 欠席委員(2人) 推進委員 松浦 道彦、中澤 正一
7. 事務局出席職員
事務局長 小松 義晴、局長補佐 平井 啓嗣
8. 会議の内容 別紙会議録のとおり

第15回名取市農業委員会総会会議録

【開 会】

午後2時、農地利用最適化推進委員 愛島・高館地区松浦道彦委員、中澤正一委員が欠席であることを報告し、会議規則第8条の規定により、総会が成立していることにより開会を宣言した。

【修 礼】

【議長選任】

名取市農業委員会会議規則第7条の規定により会長が議長となり、議事を進行了した。

【会議の内容】

○ 議長（大友正一会長）

◎議事録署名委員の指名

議長において次の2名を議事録署名委員に指名をした。

3番 入間川 康弘 委員、 4番 佐竹 智弘 委員

◎会議の概要

《議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について》

○議長（大友正一会長）

それでは議事に入ります。議案第1号「農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について」を議題といたします。

それでは、吉田芳信代表委員よりご説明をお願いします。

○第1班代表委員（吉田芳信委員）

第1班代表委員の吉田芳信です。説明不足の点については、同じ班の第1班の方々、事務局での対応をよろしくお願いします。議案第1号農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について、農地法第5条の規定により、下記農地の申請があったので意見を求めます。令和元年7月25日提出。番号1、下増田字広浦165番1、地目は登記が畑、現況は雑種地です。登記面積

は、480㎡、転用目的は、資材置場。貸付人・借受人については、総会資料のとおりです。開発許可、否、転用目的に係る事業又は、施設の概要は、賃借権設定、賃料月5万円、解体工事事業用地となっております。つぎに、位置図・公図については、議案書の2ページ、土地利用計画、審査内容については、担任委員会資料1ページ、2ページにありますのでよろしくお願い致します。まず、位置については、広浦から北釜に行く道路で株オイルプラントの少し手前のところです。土地利用計画図にあるとおり、作業用駐車場あるいは解体作業所がありますが、この右側165番1が今回の申請地になります。現状を確認したのですが、土砂やコンクリート片があります。道路沿い北側と東側に鉄板で囲われ、南側は私有地、西側は出入り口となっている。実情調査では貸付人と借受人が来られまして、今回どうして申請が遅れたか説明を受けたところ、農地法の知識が無かったということでした。既に雑種地になっていきますので、始末書を提出しています。

議案第1号1番につきましては、一昨日7月23日の担任委員会で現地調査を行い、貸付人及び借受人本人から、それぞれ実情を聴取した結果、お配りした農地転用許可基準及び審査内容でお示しのとおり、農地区分における転用については、問題ないものと考えます。以上です。

○ 議長（大友正一会長）

只今、吉田芳信代表委員から説明がなされました。次に、大内伸一農地利用最適化推進委員からご意見を申し上げます。

○ 農地利用最適化推進委員（大内伸一委員）

議案第1号1番につきましては、7月23日に担任委員会の現地調査に同行したところ、現地は既に事業用地として使用され残土が盛土されていきました。隣接地北側及び西側にある道路側にフェンスが設置してあり隣接地への土砂等の流出は生じないものと判断しましたので、転用については問題ないものと考えます。以上です。

○ 議長（大友正一会長）

ありがとうございました。只今、両委員から説明等がありました。この件について、ご質問ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○ 議長（大友正一会長）

ございませんか。「なし」との声がありましたので、採決いたします。議案第1号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。挙手全員でありますので、議案第1号は原案のとおり決定いたします。

《議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見決定について》

○ 議長（大友正一会長）

次に、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請に対する意見決定について」を議題といたします。それでは、吉田芳信代表委員よりご説明をお願いします。

○ 第1班代表委員（吉田芳信委員）

それでは、議案第2号農地法第4条の規定による許可申請に対する意見決定について、農地法第4条の規定により、下記農地の申請があったので意見を求める。令和元年7月25日提出。番号1、高館川上字本木19番2、地目は登記が田、現況は畑、登記面積337㎡のうち0.2㎡、転用目的は営農型太陽光発電設備一時転用申請の更新、申請人は総会資料のとおりです。開発許可は否、転用目的に係る事業又は施設の概要は、地表面で畑作を続けながら、地上3mの位置に太陽光パネル88枚を設置。転用面積は、支柱19本分及び引込ポール基礎の合計。支柱1本当り0.0019㎡×19本で0.04㎡、引込ポール基礎1本で0.16㎡です。この案件につきましては、先月の6月28日総会前に農業委員会事務局に来て頂きまして、管理不十分ということで説明を聞き、今後の管理について指導いたしました。現況は大豆の生育を確認しましたが、自分で耕作していないので委託しているが、細かい所までは大型機械は入っていけない。農地の管理は、きれいに草刈は行われていました。実情調査では、再度このような話を申し入れし、今後管理をして頂くよう指導いたしました。

議案第2号1番につきましては、一昨日7月23日の担任委員会で現地調査を行い、申請人本人及び申請地の営農を受けている業者から実情を聴取した結果、お配りした農地転用許可基準及び審査内容でお示しのとおり、農地の区分と一時転用については問題ないものと考えます。以上です。

○ 議長（大友正一会長）

只今、吉田芳信代表委員から説明がなされました。次に、大内伸一農地利用最適化推進委員からご意見ををお願いします。

○ 農地利用最適化推進委員（大内伸一委員）

議案第2号1番につきましては、7月23日に担任委員会の現地調査に同行したところ、当該農地には大豆が作付けされ20cm程度に成育していました。農地一部に農耕機械が入れず作付けされない部分が見られましたが、今後除草等の肥培管理を徹底して行っていただくことを指導し、耕作者の方からは了解を得ておりますので、今回の一時転用申請の更新につきましては、問題ないと考えます。

以上です。

○ 議長（大友正一会長）

ありがとうございました。只今、両委員から説明等がありました。この件について、ご質問ございませんか。

○ （渡邊正明推進委員）

管理不十分とは、どういうことが管理不十分なのか、また、どういった指導をしたのか。

○ 議長（大友正一会長）

一緒に同行していますので、私の方から補足説明をさせていただきます。営農型太陽光発電で下に必ず作物を作らなければならない。337㎡の収量とか、その時の作物の姿を添付しなければならない。除草がされず、作物の排水が悪くて成育が落ち込んでいるとか、私なりに現場を見たところ、土盛りがされ作物が成育していたわけですが、排水対策は一切されていなかった。除草はされていきました。ここの太陽光発電を行うに当って、国から補助金をもらっている訳です。一時転用なので3年ごとの更新手続きをしなければならない。また、県に対し収穫量や成育の写真の書類を提出しなければならない。収穫量は2割まで減収が認められていますが、8割の収量は上げなければいけないという大変きびしい制約がなされている。この方は3年間していなかったのに、嚴重注意はしました。事務局の方でも再三書類の提出をするよう言っていたが、全然提出されなかった。作業を頼まれている組織の方や本人も来ましたので、これからは除草管理から豆の収穫から全部管理をして写真添付で報告するよう指導しまして、今日の総会で皆さんと審議して、県に提出しようと思っています。この3年間何も無かったときは、3年後には取消しになることを伝えました。以上です。よろしいですか。

○ （渡邊正明推進委員）

了承。

○ 14番（引地長一委員）

その通りであります。今現在大豆を作付けしているということですが、作付状況は反等当り20%減まで認められるが、そのぐらいの満たす収入があったのでしょうか。

○ 議長（大友正一会長）

337㎡だけを別に刈取り、乾燥出荷することは無理なことでありまして、その農業団体も結構な面積を行っているのに、全部一緒にやることになるので、トータルの面積の中で割って出します。お聞きしたところ、今までの資料

を持っているので提出しますとのことでした。

○ 事務局（小松局長）

初年度平成28年6月申請で、7月に許可を受けていましたのでその年は作付が間に合いませんでしたので、作付けはなされませんでした。一般の葉物野菜であれば間に合ったのでしょうか、そういったものはやっていなかったのが初年度でした。平成29年度は大豆を作付けしましたが、まったく手入れしてなく、播種して収穫量不明という状態でした。平成30年度については、同じ様に、特に一切除草管理もされていなく、播種して収穫量わからず自家消費という報告しか市の方にはなく、県の方へ書類を上げられず苦慮したのが3年間の現状です。今回については、過去の現状を踏まえて、会長からも説明があったとおり、嚴重に指導しまして、こういうのが1年でもあれば、その時点で辞めてもらう方向で指導徹底していくということで、担任委員会の結論になりました。以上です。

○ 議長（大友正一会長）

営農型発電の一時転用は3年間、優良であれば10年になるのですが、この地区の農業委員、推進委員は注意深く見てください。農業委員会でもきつく指導していきたいと思います。

○ 10番（松浦岩男委員）

借手という人は、行政には詳しい人だと思いますが、なぜ3年間荒らして何もしないで、またお願いするのはむしろ良すぎるのかと思います。今回もやらないのですから、後3年というのもどうかと思います。

○ 議長（大友正一会長）

本人が耕作を受ける人にきちんと説明がなされていなかった。申請人には作付けは頼んでも、草刈等自分の土地なので管理しなければならないとは嚴重に注意はしましたが、頼んだ人に任せっぱなしというのが多くて国の方でも対応に追われている。猶予は3年でも草刈とか排水とかきちっとやっているか確かめながら、この3年は指導して従わなければ終わりですね。今回はこういう形になりました。

○ 議長（大友正一会長）

他に質問はございませんか。

○ 11番（阿部悦雄委員）

嚴重注意ということで、口頭注意で終わってしまうのか、私としては今後3年間の報告事項や管理など、本人から誓約書等を取ったほうが良いのかと思います。

- 議長（大友正一会長）
担任委員会の中でも誓約書は取らなければいけないことになっていますので、後は呼び出して誓約書を書いてもらうことになります。
- 9番（相澤喜美委員）
農地としては小さい面積ですが、集団転作に入っているのでしょうか。
- 議長（大友正一会長）
集団転作には入っておりません。辺りは全部田になっています。
- 議長（大友正一会長）
他にご質問ございませんか。
〔「なし」の声あり〕
- 議長（大友正一会長）
ございませんか。「なし」との声がありましたので、採決いたします。議案第2号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。挙手全員でありますので、議案第2号は原案のとおり決定といたします。

《議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請に対する意見決定について》

議長（大友正一会長）

次に、議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請に対する意見決定について」を議題といたします。それでは、吉田芳信代表委員よりご説明をお願いします。

○ 第1班代表委員（吉田芳信委員）

それでは、議案第3号農地法第3条の規定による許可申請に対する許可決定について、農地法第3条の規定により、下記農地の申請があったので意見を求める。令和元年7月25日提出。番号1、高館吉田字二丁町103番2、地目は登記現況共に畑、登記面積は6.69㎡、権利種別は売買、譲渡人譲受人は総会資料のとおりです。経営面積は114a、世帯員7人、労力人4人。売買です。

この案件ですが、高館の下堀の改修で譲受人の農地が用地買収になったことに伴う代替地として6.69㎡を求めるというものです。

番号2上余田字吉原173番、上余田字吉原177番、地目、登記現況ともに田、登記面積は173番1、016㎡、177番1、016㎡で合計2,032㎡、権利種別は贈与、譲渡人・譲受人は、総会資料に記載のとおり。経営面積は200a、世帯員5人、労力人は5人。後継者への贈与です。

議案第3号1番及び2番につきましては、一昨日7月23日に担任委員会で、申

請書類を審査し、1番は譲渡人及び譲受人から、2番は譲受人から委任を受けた譲渡人から、それぞれ実情を聴取した結果、「農地法第3条の判断基準」でお示しのとおり、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。以上です。

○ 議長（大友正一会長）

次に、大内伸一農地利用最適化推進委員からご意見をお願いします。

○ 農地利用最適化推進委員（大内伸一委員）

議案第3号1番及び2番につきましては、7月23日の担任委員会で実情をお伺いしたところ、どちらも地域の野菜等栽培農家として活躍されていることから、許可については適当であると考えます。以上です。

○ 議長（大友正一会長）

ありがとうございました。ただ今、両委員からご説明がなされました。これについて、ご質問はございませんか。

○ 1番（布田順一委員）

登記面積6.69㎡、売買が30,774円、反当り460万円になるのですが、これは、周囲からすると妥当なのか。

○ 議長（大友正一会長）

これは県の用地買収単価なので、一般農地の売買単価とは全然違うわけです。

○ 議長（大友正一会長）

他に質問はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○ 議長（大友正一会長）

「なし」という声がありましたので、採決いたします。

議案第3号の許可決定に賛成の方の挙手をお願いします。「挙手全員」でありますので、議案第3号は原案のとおり決定といたします。

《議案第4号 農業経営基盤強化促進事業農用地利用集積計画に係る意見について》

○ 議長（大友正一会長）

次に、議案第4号「農業経営基盤強化促進事業農用地利用集積計画に係る意見について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

○ 事務局（平井局長補佐）

それでは、議案書の6ページ目をお開き願います。議案第4号農業経営基盤強

化促進事業農用地利用集積計画に係る意見について、このことについて、令和元年7月10日「農用地利用集積計画」に基づき、農用地利用権設定調整会議で調整したので、意見を求める。令和元年7月25日提出。

農用地利用集積計画の概要。

1 新規・更新の別

新規6件11,547㎡、更新はありません、合計6件11,547㎡。

2 利用権を設定する土地

田9筆9,192㎡、畑3筆2,355㎡、合計12筆11,547㎡。

3 利用権を設定する土地

① 利用権の種類。賃借権設定2件、所有権移転4件。

② 賃借権の存続期間。5年1件、10年1件。

③ 借賃（10a当り）。60kg1件、15,800円1件。

④ 所有権移転の売買総額。350,000円1件、650,000円1件、1,600,000円1件、2,100,000円1件。

⑤ 借賃の支払方法。毎年12月20日まで賃貸人宅に持参し、支払う。

4 公告予定年月日。令和元年7月31日予定。

5 詳細につきましては、7ページ、8ページです。

賃借権設定2件、2,187㎡、所有権移転4件、9,360㎡、なお、各案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。以上です。

○ 議長（大友正一会長）

只今、事務局から説明がなされました。ご質問はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○ 議長（大友正一会長）

「なし」との声がありましたので、採決いたします。議案第4号について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

○ 議長（大友正一会長） 「挙手全員」でありますので、議案第4号については原案のとおり承認いたします。

《報告事項（1）農地法第5条の規定による届出について》

《報告事項（2）現状変更届出について》

○ 議長（大友正一会長）

次に報告事項（1）農地法第5条の規定による届出について、報告事項（2）

現状変更届出について、を一括議題といたします。事務局より説明願います。

○ 事務局（平井局長補佐）

〔別紙議案書により報告事項（１）及び（２）について、届出内容について説明を行い、届出を受理した旨説明をした。〕

○ 議長（大友正一会長）

只今、事務局から説明がなされました。ご質問はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○ 議長（大友正一会長）

「なし」との声がありますので、報告事項（１）及び報告事項（２）までについて承認といたします。

○ 議長（大友正一会長）

次に、その他にはあります。事務局より説明をお願いします。

○ 事務局（小松局長）

その他ですが、はじめに女性農業委員から地区懇談会の報告を頂きたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

○ 7番（武田とも子委員）

7月11日、12日に地区懇談会が行われました。11日は県南地区の柴田町、12日は県北地区の美里町において開催されました。今回は別々の日の参加となりましたが、3名全員で参加しました。まず、情報提供ということで県の事務局次長より、「人、農地プラン」の実質化と農業委員会の役割ということで講演がありました。ここ数年で農業情勢は大きく変わり、農業の構造改革ということで3本の矢が発表され、各農家から農業経営体に担い手を明確にしたり、地域の分散した担い手の農地を集積し、荒廃した農地を解消しようと農地中間管理機構が設立されました。農地中間管理機構は、震災復興補助事業が大きな原動力となって沿岸部中心に行って参りましたが、平成30年度には終了となるそうです。今後は、中山間部がどのくらい集積できるかが課題となるそうです。また、令和元年には農地中間管理機構の一部が改正になるということで、その中の一つが地域での協議の場においては、農業者の年齢別構成や後継者の確保状況の報告を提供し、農業委員、推進委員は協議に出席し、協力するということでした。懇談会では、「これからの地域農業と女性委員の役割」というテーマで話し合われました。県内の農業委員会が新体制に移行したことにより、推進委員の役割がどの地域でも明確でないため、どのように見える化すれば良いのか悩んでいるということでした。また、県では2020年までに女性の参画を30%とうたっていますが、役員の方々の年齢が高く後継者が見つ

らず30%は難しいのではということでしたが、みんな力を合わせこれからも女性の人たちが手を組むことにより輪が広がり、輝く女性農業者を今後も広めていきたいということでした。今回私は、県北地区に参加してきましたが、県北では参加人数も多く、活発な意見が交わされていました。名取においても多くの輝く女性農業者が増えれば良いと思いました。以上です。

○ 事務局（小松局長）

ありがとうございました。

○ 事務局（小松局長）

〔来月の農業委員会行事日程の説明をおこなった。〕

〔2020年度末に期限を迎える復興関係税制に関する調査協力について。〕

〔農業委員、推進委員の活動内容の冊子の配布。〕

〔6月分までの活動記録の提出について依頼。〕

〔総会終了後、名取市農業委員会研修会を行う。〕

〔研修会終了後、農地パトロールの打合せを行う。〕

○議長（大友正一会長）

それでは、第15回農業委員会総会の議事の一切を終了いたします。

【閉 会】

午後3時00分、議案審議を終了した旨を報告し、閉会を宣言した。

【修 礼】

名取市農業委員会会議規則第23条第2項の規定により署名する。

令和元年8月22日

名取市農業委員会
議 長 _____

署名委員 3番 _____

署名委員 4番 _____